

平成二十年十月十三日

# 区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし

皆さんこんにちは 桜井ただしです。

本日はお忙しい中を『桜会ファミリーの集い』にお越し下さり有難うございました。心からお礼を申し上げます。

私の後援会は『桜会ファミリーの集い』という名のとおり、とても家族的で何でも話せて、気軽にご相談いただける会です。皆様とはいつも心が通じ合える、そんなお付き合いができればと思っております。これからも宜しくお願い申し上げます。

さて、私も区議会議員三期目九年を迎え、会派の政調会長として、又生活福祉委員会の委員長として区民の皆様のご期待に応えられるよう頑張っているところです。本日、お届けする区政報告は平成二十年第三回定例会に於きまして私が自由民主党議員団を代表して質問をした時のものです。区政を取り巻く諸課題について質問をいたしました。今後も石川区政と共に区民の皆様の為頑張ってまいります。また、区政報告に添付しております『桜井ただしホットライン』は急でお困りな事、福祉、子育てなど様々なご相談をいつでもお受けできるような私の連絡先を改めてカードに致しました。電話帳の片隅に貼って

いただきご活用いただければ幸いです。

今後も区民の皆様のため、全力で取り組んで参りますので宜しく御指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

千代田区議会議員

【議会関係現職】

千代田区議会 自由民主党議員団 政調会長  
千代田区議会 生活福祉委員会委員長  
千代田区議会 議会運営委員会委員  
千代田区議会 観光施策推進特別委員会委員  
千代田区議会 まちづくり特別委員会委員  
千代田区議会 地球温暖化対策特別委員会  
千代田区 都市計画審議会委員  
自由民主党 千代田総支部青年部長  
東京都後期高齢者医療広域連合議会議長

平成二十年千代田区議会第三回区議会定例会に当たり、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

福田康夫首相の辞意表明を受けた我が自由民主党総裁選挙は、去る九月十日告示され、五人の候補者による十二日間にもわたる活発な政策論争がなされました。

候補者のうちの三人は東京都選出であり、また、千代田区を初めとする東京第1区から総裁候補者を出せたことは、私たち千代田区議会自由民主党議員団にとっても、その結果に大いに期待をいたしたところでございます。

また、全国十七カ所で行われた総裁選の街頭演説会では、多くの聴衆の皆さんが各候補者それぞれの主張に熱心に耳を傾けていただいたことは、責任政党である我が自由民主党に対する国民の大きな関心と期待のあらわれであります。

そして、九月二十二日には、「党大会に代わる両院議員総会」において、党所属両院議員386名及び都道府県支部連合会代表3名の計527名の選挙人により投票が行われ、麻生太郎氏が351票を獲得し、第二十三代自由民主党総裁に選出をされました。

こうした結果を受け、昨日、臨時国会が召集され、我が自由民主党の麻生太郎新総裁が第九十二代総理大臣に任命

され、新しい内閣が発足したところであります。大いにリーダーシップを発揮され、これからの日本の行く末を正しく導いてくれるものと期待するものであります。

一方、区民生活に目を転じると、一時の増勢は鈍化しつつあるものの、原油や原材料高に端を発したガソリン価格の高騰や、パンなどの小麦製品、日常生活用品の値上げにより、区民生活は逼迫しております。

また、我が国の景気動向を見ても、輸出の増勢鈍化などを背景に停滞をいたしております。

加えて、2007年夏ごろから、アメリカのサブプライム・ローン返済の延滞率上昇をきっかけに、住宅バブルがはじけ、金融不安が起きました。また、去る十五日には、アメリカ第4位の証券会社であり158年の歴史を誇るリーマン・ブラザーズが6130億ドル、日本円で約64兆3600億円もの負債を抱え、経営破綻に追い込まれました。こうした状況は、平成九年の山一証券の自主廃業や北海道拓殖銀行の経営破綻を思い起こさせる事態であります。

現在の世界経済は「1世紀に1度の危機」と言われ、今や世界全体が世界同時不況とも言える経済上の下



振れリスクを抱えている状況にあります。

このように国内外の諸情勢は極めて厳しいものがありますが、我が千代田区議会自由民主党議員団といたしましても、区民の日常生活を支え、安心して暮らせるまちづくりに向け、区民が抱えるさまざまな不安を払拭し、安定した生活の確保に努力をしてまいりる所存であります。

そこで、区長招集あいさつも踏まえ、区政運営の基本課題について何点か質問をいたします。

まず、平成十九年度決算と財政健全化判断指標について質問をいたします。

区長招集あいさつにも触れられていますが、区政六十周年の節目の年を「新生・千代田区政元年」と位置づけ、さらなる区民福祉の総合的向上を目指す予算として編成された平成十九年度予算は、特に「環境」と「次世代育成」をキーワードに、この2つの分野を重点として取り組まれた予算であります。

中でも、医療費の自己負担分の助成を中学生にまで拡大をした「義務教育就学児医療費助成」や、五年間の時限事業であった「子育てファミリー世帯の親元近居助成」の助成要件・期間を拡大した「次世代育成住宅助成」を初め、

区民福祉の総合的向上を目指した事業運営については大いに評価をしたいと思えます。そして、このように編成された予算の執行結果である平成十九年度決算についても、その財政収支はおおむね良好なものになっていくと思います。

しかし、一方では、区長が強い財政構築の必要性を訴えられる中、今後、心配な点も幾つか明らかになった決算であると言えるのではないのでしょうか。

その一点目は、かねてより懸念されてきました、「三位一体改革」による住民税率の一律10%フラット化の影響による特別区民税の減収であります。

本区の特別区民税は、定住人口の増加や景気回復に伴う増収も相まって、平成十三年以降、六年連続で増収となっていました。しかし、平成十九年度決算では、前年度対比で約十一億円の減収となっております。この原因は、かねてより懸念をされてきました国と地方との三位一体改革に伴う税源の逆移譲現象の影響であります。

特別区民税に特別区たばこ税、軽自動車税を加えた特別区税は、本区がみずから賦課・徴収することができる自主財源であります。歳入全体に占める割合は三割程度であ



ります。このことは、区長もかねてよりおっしゃっているように、本区の財政の自由度が少ないことを意味し、国や都の財源に依存する脆弱な税制構造であると言えます。

さらに、新聞報道などによれば、昨今の原油高騰と円高などにより企業収益が落ち込んでおり、東京都の法人住民税と法人事業税のいわゆる法人2税は、5.6%程度の減収となる可能性が高いとあります。法人住民税のうち5.5%は都区財政調整の調整財源であり、この減収は、本区のみならず23区の特例区財政調整交付金の減収につながるものと危惧されます。

そこで区長に伺います。

平成十九年度決算を踏まえ、区長は、本区の今後の財政運営についてどのような認識をお持ちなのか。また、減収局面入りが予想される本区の財政運営について、今後どのようにかじをとつていこうとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

二点目は、平成十九年度決算が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「財政健全化法」が適用される初めての決算であるということでありま



昨年四月、夕張市が財政再建団体に移行し、マスコミ報道を通じ、さまざまな角度から自治体財政の健全化が議論をされました。夕張市の財政破綻を契機に制定された財政健全化法は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実施公債費比率及び将来負担比率の四つの健全化判断比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生を図る制度であります。

区長あいさつで、千代田区の平成十九年度決算における財政健全化判断指標は、いずれも健全と判断される水準であると述べられました。これもひとえに、区長の「強い財政の構築は区民の皆さんに対する質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供するための基礎である」との認識のもと、総人件費の削減を初めとする厳しい行財政改革の成果であると思えます。

しかしながら、一般区民がこの四つの指標が意味するところを理解するのは極めて困難であります。

地方公共団体の財政は、議会や住民の監視のもとにその健全性が確保されるべきであり、地方分権の推進のためには、従来にも増して財政規律を確立し、できるだけ住民によるチェックという、自治本来の機能を発揮させることが重要となります。であるならば、できるだけ多くの住民の

方々に財政指標の意義、その分析方法などを理解してもらうことが大切であると思います。

千代田区は、今までも強い財政基盤の確立を挙げて、簡素で効率的な行政システムの確立を目指して、継続的に



行財政改革に取り組んでまいりました。

また、財政状況についても、バランスシートの作成や行政コストを分析するなど、他の自治体に先行して積極的な取り組みを行ってきております。

そこで区長にお伺いします。

今回の財政健全化判断指標について、法の趣旨を踏まえ、わかりやすく区民に公表していく必要があると考えますが、本区の財政健全化指標を踏まえ、引き続き財政の健全化を確保していくための区の行政運営の課題は何かをお尋ねしたいと思います。

次に、都区のあり方検討委員会について質問いたします。

この問題は、とりわけ「特別区の自治権拡充」の観点から、これまでも繰り返し本会議で取り上げてまいりました。特別区の自治権拡充は、昭和二十二年の特別区制度の発

足以来、さまざまな困難と長い道のりを経て順次獲得してきたものであります。

平成十二年の清掃事業の移管を初めとする特別区制度改革により、法律上、都の内部団体とされていた特別区は、ついに「基礎的な自治体」と位置づけられました。が、「未完の都区制度改革」と言われるように、これはあくまでも自治権拡充の過程の一里塚であります。「千代田市」を目指す本区としては、これからも取り組むべき課題はまだまだ山積していると思います。

平成十八年十一月、都区の事務分配に関すること、特別区の区域のあり方に関すること、及び都区の税財政制度に関することなど、都区のあり方を根本的かつ発展的に検討することを目的に、都区のあり方検討委員会が地方自治法に基づく法定の機関である都区協議会のもとに設置されました。検討事項については、おおむね二年間をかけて都区のあり方を検討し、平成20年度末までに、今後の都区のあり方に関する基本的な方向について取りまとめを行うこととしております。

これまでの検討状況は、まず、都区の事務配分については、都から特別区への事務移管の検討対象となる事務として444項目の検討対象事務を選定し、個々の事務につい

ての検討に入ったとのことであります。

事務の移管、すなわち自治権拡充にあつて一番大切なことは、区民の視点であり、区民の生活を守り、さらに豊かにするためにどのような事務を東京都から移管すべきなのか、決して都からの押しつけではなく、区民の視点から事務移管を要請していくことこそ肝要であります。

そこで、現時点での検討状況をまずお伺いをいたします。また、検討対象事務の事務移管の検討過程で、都側から区域再編と事務移管のセット論や人口50万人以上の規模を想定するなどの提案がなされ、これに対し、区側からは、あり方検討委員会に臨んだ当初の認識とは異なると反論しているところであると聞いております。

そこでお伺いをいたします。事務移管の検討をする中で、人口50万人という基準を前提として区域の再編を議論をするということは、区民福祉の向上という観点から全く受け入れがたいものであると考えますが、改めて区長のお考えをお伺いいたします。



次に、旧区役所跡地の活用について質問をいたします。

旧区役所庁舎は、昭和三十年代からこの地に区役所本庁舎として立地し、その後、長きにわたり区民の皆さんに親しまれてきた、区政の中心でありました。区のほぼ真ん中に位置し、皇居のお濠沿いという景観にも恵まれた希有の立地にかんがみ、議会としても、新庁舎整備の議論の中で「この用地は売却せず、区民に広く活用されるよう次世代に選択肢を残しておくこと」という集約をいたしました。この極めて貴重な財産は、広く区民の皆さんのために活用され、区民の暮らしに豊かさや安心をもたらすような活用を検討していくべきことは言うまでもありません。

この件は議会としても関心が高く、これまでたびたび区の姿勢や考え方を聞いてきたところであります。私も、ちようど一年前の本会議で、この旧庁舎の跡地の活用の検討方針について区長にお尋ねをしましたが、「庁内で精力的に検討を進め、議会と十分な議論を行えるようにしたい」との答弁をいただきました。その後、区は活用の方向性について区民の皆さんのご意見を聞くパブリックコメントを実施し、このほどおおよその結果が取りまとまったと聞いております。医療関係や高齢者の福祉関係、あるいはホー

ルや歴史資料館といった文化施設を提案されたご意見が多いとのことであります。300件近くの声が寄せられたという事実は、この地に対する区民の皆さんの関心の高さと愛着の深さのあらわれであると思います。

こうした区民の皆さんの多くの要望を受けて、区はこの旧庁舎跡地の活用について今後どのように区民の声にこたえていくのか、区長の所見をお伺いいたします。

次に、(仮称)高齢者総合サポートセンターについて質問をいたします。

先日、区長から、(仮称)高齢者総合サポートセンターに、これまで検討してきた機能、「高齢者のさまざまな相談拠点」や「高齢者の活動拠点」などのほかに、「医療と介護の連携」を盛り込んでいくことを検討しているとの考えが示されました。「医療と介護の連携」は、本会議においても、また生活福祉委員会においても何度も議論をしている高齢者施策の重要課題の一つであります。

特に、平成二十三年度末には、医療構造改革の一環として介護療養型医療施設が廃止され、療養病床が再編されることになっていきます。この制度改正は、患者一人ひとりの状態に応じた適切なサービスを提供し、貴重な医療資源を

効果的に活用するため、長期入院患者のうち医療の必要性が低い患者について、介護施設や在宅への移行を促進することを目的に行われるものであります。この改正に伴い、今後、自宅で療養生活を送る高齢者の方がふえること、特に比較的重度な要介護認定の高齢者の増加が見込まれております。

このような状況に対応しつつ、高齢者に安心して住みながら、(仮称)「医療と介護の連携」の施策に取り組んでいく必要があると認識をいたしております。

また、本年七月には、生活福祉委員会において、医療と介護の連携の議論の参考とするため、台東区で建設中の(仮称)新台東病院等の整備の行政調査を実施いたしました。新

台東病院等の整備は、高齢者が住みなれた地域で療養できるように、高齢者の慢性疾患に関する病院と在宅復帰に必要な入院施設を一体的に確保することや、高齢者がいつまでも自分らしく安心した在宅生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉のサービスを提供することなどを基本理







念に、「高齢者の慢性期医療」、「老人保健施設」、そして「地域包括支援センター」を一体的に整備している施設であります。

新台東病院のような施設を整備することは理想でありませんが、千代田区の高齢者人口や医療環境、財政面などを考慮すると、台東区の取り組みを参考にしながら、千代田区の特性に合った医療と介護の連携の方策を構築していく必要があると感じました。そのような事例も参考にしながら、今後、高齢者の在宅医療を支えていく医療と介護の連携の機能を（仮称）高齢者総合サポートセンターに盛り込んでいくことは、今後の高齢者施策を展開していく上で非常に有効であると考えます。

そこで、（仮称）高齢者総合サポートセンターの機能、特に医療と介護の連携の検討状況についてお伺いをいたします。

次に、**長寿医療制度**について質問をいたします。

本年四月にスタートした長寿医療制度は、制度の説明不足に端を發し、低所得者の保険料の上昇、年金からの

引き落としへの不満などの国民の声を受け、六月十二日に低所得者に対する保険料の軽減措置などを内容とする政府・与党の改善策が決定しました。

この改善策を受けて、広域連合及び区市町村では、短期間にシステム改修など具体的な準備作業が行われ、八月四日の広域連合議会での条例改正の議決を経て、保険料が減額されました。本区においては、被保険者の四分の一に当たる約1,200名の方の保険料が減額となったところであります。

国の改善策に先立ち、東京都後期高齢者広域連合では、制度導入に当たって保険料の負担が大幅にふえることが懸念されるため、平成二十年、二十一年の二カ年にわたり、六十二区市町村が公費を投入し、被保険者全体の保険料負担の軽減措置と、さらに所得の低い方のための保険料軽減措置を実施することとじていました。このときは、私も広域連合議会を代表して、厚生労働大臣、東京都知事へ直接要請行動を行い、結果、一般的な厚生年金収入201万円程度の方では、全国で最も安い保険料を設定することができました。

しかし、保険料の軽減対策は、区市町村にとって経費負担を初めとして事務的に大きな負担となっていると言わざ

るを得ません。また、平成二十一年度以降についても、国の軽減対策に不透明な部分があるため、広域連合議会として、七月二十八日議会に、厚生労働大臣に対して「長寿医療制度の軽減対策に係る緊急要望」を行い、保険料軽減やシステム改修などの経費を国が全額負担することと、そして国が積極的な周知を行うとともに必要な準備期間を設けることを強く要望いたしました。

また、千代田区議会においても、七月四日に「長寿医療制度の見直しを求める意見書」により、長寿医療制度は財源を含め国が責任を持って仕組みを保障すべきものであり、低所得者に対する対策や制度運営への財政支援を強く求め、より一層の改善を国に要請したところであります。

政府・与党は八月二十九日に「安心実現のための緊急総合対策」を決定し、医療の安心確保に向けて、医療体制の確保とともに、高齢者医療の円滑な運営のための対策の充実として、長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減を初め、きめ細やかな措置を講ずるとしてあります。さらに、九月九日には、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームが「平成二十一年度における高齢者医療の負担



のあり方について」を取りまとめ、被用者保険の被扶養者の保険料の負担の軽減策の延長などが盛り込まれたところであります。

この制度は、少子高齢化が進んでいく中で、国民皆保険制度を堅持し、高齢者の医療を高齢者・現役世代・公費で支えるために創設されたものであります。財源や事務負担も懸念されますが、住民にとつて最も身近な自治体である区としては、これまで家族や地域を支えてこられた高齢者の区民の方々が、これからも安心して医療を受けられるよう、今後とも区民の理解を得ながら、高齢者の方々に、より実態に即した制度として築き上げていかなければなりません。

そこで、二点についてお伺いをいたします。

第一に、国の保険料軽減対策の経費は、平成二十年度、二十一年度以降とも、国が全額負担すべきと考えますが、区の費用とその財源はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

第二に、自民党の総裁選挙の中でも、この制度に対する見直し論が出るなど、まだまだ確かなところは明らかになつておりませんが、区として、今後、制度の定着に向けてどのように取り組まれるのか、また、区長の社会保障制度に

対するお考え、決意について改めてお伺いをしたいと思います。  
ます。

そして最後に、私も昨年、広域連合議員になって初めて  
わかったことですが、この議会は六十二区市町村  
から三十一名の議員によって構成をされております。任期  
は二年であるため、来年七月一日には、私を含めて三十一  
名中ほとんどの議員が入れかわることになります。今まで  
の流れを知る人は少なく、議会としての権能をどのように  
担保するかが大きな課題でありました。住民の代表である  
議員が、住民の声を正しく反映することのできるさらなる  
制度の構築をしていかなければなりません。日本が世界に  
誇る国民皆保険制度を維持しつつ、区民の皆さんが安心し  
て暮らし続けられる社会をつくっていくためにも、しっか  
りとした議論の上にしっかりとした制度を立ち上げていく  
必要があることを申し上げ、質問を終わります。ありがと  
うございました。

石川区長 答弁



桜井議員の自民党代表のご質問にお答えいたします。

まず、本区の財政運営に関するご質問ですが、千代田  
区の財政状況は、決算の数値で見ると限り堅調であり、財政  
健全化指標からも健全な状況であることはお話のとおりだ  
ろうと思います。

しかし、財政指標等が健全であることと財政基盤が強固  
であることは別でありまして、財政運営については樂觀を  
しておりません。特に、ご承知のとおり、市と特別区では  
税財政構造が全然違いますので、一概に健全化の指標でも  
って判断をするというのはなかなか難しいと思いますし、  
これから何年か、全国的な数値が出た段階で、再度、もう  
一遍検証しなきゃいけないだろうと思います。

ご案内のとおり、ご質問にもありましたように、千代田  
区の歳入に占めるいわゆる自主財源は、3割弱にすぎませ  
ん。さらに、先般の三位一体の改革によりまして、特別区  
税の減収が十一億ということでございます。

ちなみに都内の市、例えば武蔵野だとか三鷹は交付税上  
は不交付団体と言われておりまして、比較的豊かな市だと  
言われております。そのいわゆる自主財源率を見ますと、

歳入に占める割合は六割以上でございます。もちろんこれは固定資産税、法人の住民税も入っております。二十六市で見ますと、二十六の市がございますが、三市がほぼ自主財源率は千代田区と同じでありまして、二十三市はすべて千代田区よりも自主財源率が高いと。こういう状況であります。

一方では、ご承知のとおり、固定資産税を含めた調整三税というのは、もちろん区民の皆さんも、それからここで事業をやっている事業者も含めまして、毎年、固定資産税あるいは法人の市民税等は、二千数百億から3,000億というのが、この千代田区から税収として上がっております。そして、いわゆる還元率で見ますと、調整交付金は、時によって違いますけど、1%から2%という、こういう状況でございます。さらに国税で見ますと、大体、国税は56兆円納まっておりますが、そのうち一割、5.6兆円はこの千代田区から国税として納まっているという、こういう位置づけと地域でございます。

ご承知のとおり、今の都区間の制度、二十三区の制度の中では、いわゆる根源的な市税と言われる固定資産税とか法人の市民税については、調整財源として二十三区に一定の数値で配分されるという、こういう制度になっており

ます。私は、こうした制度はやはり本質的には変えなきゃならないということを再三申し上げておりますが、なかなか、具体的にになると難しい状況があります。

ところで区民の感覚はどうかといいますと、これだけ膨大な固定資産税、都市計画税あるいは法人市民税等を納め



ていながら、まさにサービスという意味では23区と同一であるということについては、私は区民感情からいって、とても納得できないだろうと。というのは、ご承知のとおり、負担とサービスというのはできるだけ一致をするべきだというのが今日の課題であります。そのために、私たちは、できるだけこうした区民の皆様方のお気持ちと感じを考えながら、できるだけ他の地域よりも質の高い、そうした区民サービスをできるように今まで取り組んできたつもりでございます。特に、その中でも、お年寄りに関すること、あるいは子供さんに関すること、教育に関することは、大変、私が言うのもあれですが、かなり、ほかの自治体に比べて負担とサービスという概念から見ますと、かなり我々のほうは努力をしてきておりますし、議会の皆様方のご理解もあつただろうと思えます。

一方、こうした財源をどういう形で捻出しているかといえますと、ずっと私は、強い財政基盤ということから、行財政改革に取り組んでまいりました。ちなみに平成十四年から二十年までで、十四と二十を比較いたしますと、約95億円の行財政効果がありました。単年度を見ますと十三億円、その主たるものは、ご承知のとおり、職員には大変ご苦労をかけておりますが人件費でございます。十三年の四月から今日までで約20%の純減というのを図っております。この内部努力が、ある面では区民の皆様方の負担とサービスの、いわゆるそういう部分を埋めるために、質の高いサービスをさまざまな工夫してきているんだろうと思います。

いわゆるこうした取り組みについて、残念なことに、国政においてなりほかのところでは、千代田区は豊かだからこういうことができるんだという、非常に誤解を生んでおります。私は、むしろ厳しい内部努力というものでもって、やはり区民の皆様方にこうした他の自治体よりもむしろサービス水準を引き上げる施策をやってきたということでございます。ですから、これからもこうした考え方というのは堅持しながら財政運営をしていくことになるかと思えます。

そこで、もう少し具体的に申し上げますと、もちろん制度改正というのはずっと求めていかなきゃいけないということとは当然だろうと。直近の例で言いますと、最近の例で言いますと、いわゆる警察病院を含めた大規模な開発につきました。区の税金を投入することなく、企業側の理解と協力をいただいて、地域貢献という形で、早稲田通りと駅のところを広場の造成ですとか駅のバリアフリーの協力をお願いいたしました。もちろん温暖化についてもお願いをいたしました。ご理解をいただいたわけでございます。数字はまだ固まっておりますが、多分、千代田区の一年度の予算の多分その費用は一割相当ぐらいに該当します。いわゆる交通広場、あるいはバリアフリーで。私は、できるだけ企業側のご理解をいただきながら、まちづくりについてのインフラ整備についてはできるだけ企業側のご理解をいただきながら、いわゆる都市計画とか地域計画のそういうことを工夫しながらやっていきたいと。できるだけ、区の財源というのは、子育てだとかお年寄りだとか教育という、まさに区民の皆様方の安心感が持てるような施策にできるだけ傾斜をかけていきたいと思えますし、引き続き財政の効率化というのはこれからも不断にやっていかなきゃいけないというふうに思っております。



それから、次に都区の検討のあり方についてでございますが、ご承知のとおり、平成十二年の四月に清掃事業が特別区の改正で移管をされました。これは圧倒的に区民の方々の評価は高うございます。今まで都でやっていたのと区でやったのでどうかといったら、もう完全に区に移った評価が私は高いだろうと思います。このように幾つかの、実は都区間の課題はまだございます。一部解決をいたしました、あります。そうした中で、都区間の事務配分、税財政、区域のあり方について、都区のあり方検討会をスタートいたしましたわけでございます。

事務の配分について、約444の事項が抽出されましたが、現時点では三分の一程度が都区間の議論の対象となっております。その中で、ご質問のように、急遽、都側から、いわゆる人口50万を基準にした、そうした再編を視野に置いた事務移管というような議論が出されております。大変、区長会の中でも議論があります。まず、事務移管、まさに区市町村優先の原則という地方分権の流れの中で、それをきちつとやって次に再編議論をやるならいいですけど、セット論というのは、ややおかしいのではないかと思います。議論が出ておまして、また、区長会の中では、区の再編についての議論は一切行っておりません。そして、区長

会の基本的スタンスは、ご承知のとおり、昨年十二月に、都区制度に関する区長会の諮問機関であります調査会におきまして、都と区の制度を廃止して、基礎自治体連合の構想が特別区区長会の諮問機関で出されまして、その内容をさらに精査をしているというのが、現時点での区長会の基本的な考え方であります。

いずれにいたしましても、この問題についてはかなり時間がかかると思いますが、私自身は、ご承知のとおり、平成十三年の十月に基本構想で「千代田市」を指すというご議決を区議会でいただいておりますので、そういうことを基本にして、皆様方とこうした問題についても十分に議論をしまいたいと思います。

いずれにいたしましても、再編議論というのは東京都から出す性格ではなくて、みずから考える性格であるというふうには私は思っておりますので、ぜひ、こうした意味でも、区議会の皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思

います。  
次に、区役所跡地の活用についてのご質問でございます。

旧区役所跡地の活用につきましては、区民の皆様方の関心の高いことにかんがみまして、



検討に先立ちまして、特に、まずは区民のご意見を聞くためのパブリックコメントを実施したところでございます。今回のパブリックコメントは、ご指摘のように多岐にわたるご意見が多く寄せられました。この貴重な財産の活用につきましては、こうしたご意見も踏まえつつ、区として、区民の皆様がいつまでも安心して千代田区に暮らし続けられるような活用の方向性をまとめ、議会と議論しながら、その基本的考え方を固めていきたいというように認識しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、**高齢者総合サポートセンター**についてお答えいたします。

この発想と考え方は、もともと桜井議員からご提案をいただいたというふうにあります。まさに何回か本会議でも議員からご質問がありました。やはり介護保険制度が導入されても、その導入された基本的考え方は、「医療と介護の連携」という仕組みでありました。しかし、現実には必ずしもそうっていない。そして、介護保険というのは、あくまでも高齢者が住みなれた地域や自宅で安心して暮らせるという、在宅重視という基本に立って、医療と連携をきちっとやりなさいというのが仕組みでございます。

しかし現実には、必ずしも医療と介護の、福祉との連携はなされていないと。そういう観点で再三にわたってご質問をいただき、我々のほうも、そのことをきちっと受けとめて、さまざまな議論をしてまいりまして、高齢者総合サポートという、そういう概念をつくったわけでございます。

中でも、高齢者が住みなれた地域や自宅で安心して暮らし続けるためには、再三本会議でもご指摘がありましたように、福祉の視点はもちろんのこと、医療の機能も視野に入れたサービスの展開が必要であります。具体的内容は、検討段階であります。高齢者がお困りになったときにいわゆる駆け込めるような、二十四時間365日対応できる総合相談機能を中心に、医療や介護も含めたサービスが提供できる機能、具体的には医師と連携のとれた訪問看護ステーションなどの医療機能とケアマネジャーやホームヘルパーなどの介護事業者と相談事例に沿ってコーディネートするような、こういう仕組みが基本だろうと思えます。もちろん、高齢者サポートセンターの中には、お年寄りのいきいき対策というものもありますし、多世代の交流ですとか、そうした機能も持っておりますが、基本はそういうことだ



もちろん、高齢者サポートセンターの中には、お年寄りのいきいき対策というものもありますし、多世代の交流ですとか、そうした機能も持っておりますが、基本はそういうことだ

ろうと思います。いずれにいたしましても、施設の内容は、スケジュール、運営方法について概要がまとまり次第、議会にもご相談をさせていただきたいと思えます。

次に、**長寿医療に関するご質問**にお答えいたします。

桜井議員は、制度の準備から創設後の改善策の実施に至るまで、大変困難な状況の中で広域連合議長として大変なご尽力をいただき、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

特に六十二の多摩を含めた市町村、それぞれが国保における取り組みが実は違います。そうした中で、国保の中心の人であります七十五歳以上がこの制度に入りますから、さまざまな議論と課題があり、それを六十二団体で統一的にまとめながら財源投入をするというのは、これは大変な私は難作業であったと思えます。区長会でもさまざまな議論がありましたけど、どうしても多摩の市と二十三区が意見がぶつかります。これは国保の料金も含めた一般財源の投入の仕方が、もう違いますので。そういう中でスタートをしたというところでございます。

私は、年金・医療・介護を含めた社会保障制度というのは、お年寄りにとって



安心感を将来にわたって持つことができるような仕組みをつくるようなことが必要でありまして、そのことは、お年寄りが安心をするということは、私たち現役世代にとっても、あるいは将来社会を担うであろう子供さんあるいは孫の世代にとっても、安心を与えることだろうと思えます。

そういう意味では、超高齢社会に向けて、やはり国民が医療・介護あるいは福祉、高齢者福祉について安心して持続可能な仕組みというのをつくっていかなくやいけないというふうに思います。これは目先の議論ではなくて、中長期的な視点から、社会保障全体について将来の負担としつつ、落とさず、サービスのあり方や世代間の、あるいは世代内の公平な負担をどうするかという幅広の議論の中で骨太の方針をきちつとつくり、そして、それをつくる過程については、広く国民的な議論、あるいは自治体も具体的な実務を行いますので、自治体の代表が入って議論をしていくということが私は肝要だろうと思えます。そういう意味では、今回の長寿医療制度については、やや、そういう仕組みをつくる上で、開かれた議論が本質的にできたかどうかというところが大変国民の不満があったんだろうと思えます。

その中で、税制についても、そういう関係の中で私は議論すべきだろうと思えます。ぜひ、税制については、こ



これは国政がやるわけですが、内向きの議論は避けたいほうがいいと思います。と申しますのは、今、社会はグローバル社会でございます。国境を越えてさまざまに企業が移動をし、そして当然資産あるいは所得の移動がかかっております。いかにそうしたことを世界全体としての税制の中で日本の仕組みをどう取り入れるかという観点からやはり議論をしながら、社会保障というものをやっぱり組み合わせていくということが今一番私は必要なんだろうと思います。

なお、詳細については関係部長をもって答弁をいただきます。

#### 保健福祉部長

長寿医療のご質問にお答えいたします。

一点目の国の保険料軽減対策の経費につきましては、政府・与党の責任において適切に対処するとされておりますが、補正予算の動向など不確定的な部分もございます。現状では、平成二十年度の保険料の軽減分は、補正予算等により広域連合に対して補助される見込みでございます。また、本区では、今回の軽減対策の事務費として五十八万円余を用意しましたが、そのうち約八割が補助される見込み

です。また、平成二十一年度につきましては、厚生労働省は概算要求には盛り込まず、今後、予算編成過程で検討するとしております。いずれにしても、国の動向を注視し、広域連合とともに必要な財源措置を求めてまいりたいというふうに思っております。

二点目の本区の今後の取り組みですが、区の動向に合わせて適切な対応を行ってまいりたいというふうに思っております。具体的な決定がなされるごとに広報や個別の通知をすることなど、できるだけお一人お一人にとってわかりやすい対応をしてまいりたいというふうに思っております。



